

伊勢原市建設工事総合評価方式の入札に係る低入札価格調査制度試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市が発注する建設工事の総合評価方式の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項に規定する、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）の試行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 品質確保保証価格 第6条の規定により決定する価格をいう。
- (2) 失格基準価格 第7条第1項の規定により決定する価格をいう。
- (3) 第1順位者 入札価格が失格基準価格以上予定価格以下であり、かつ、総合評価方式による入札案件における評価値（次号において「評価値」という。）が最も高い者をいう。
- (4) 次順位者 第1順位者を除く入札参加者のうち、入札価格が失格基準価格以上予定価格以下であり、かつ、評価値が最も高い者をいう。

(対象案件)

第3条 低入札価格調査の対象とする案件は、総合評価方式により執行する工事請負の入札とする。

(調査委員会)

第4条 低入札価格調査を行うため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、工事検査主管課長、工事検査主管係長、当該工事主管課長、当該工事主管係長及び当該工事の監督員をもって構成するものとする。
- 3 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、工事検査主管課長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 調査委員会の事務局は、契約主管課に置く。

(調査の対象及び実施)

第5条 第3条に規定する契約案件を発注するときは、品質確保保証価格を設定する。

- 2 調査委員会は、失格基準価格以上品質確保保証価格に10分の9.9を乗じて1円未満を切り捨てた額未満で入札を行った者が第1順位者であるときは、低入札価格調査を実施するものとする。

(品質確保保証価格の算定方法)

第6条 品質確保保証価格は、予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき、次に掲げる額の合計額からスクラップ評価額に係る控除をして1万円未満を切り捨てた額とする。

ただし、これにより算出した額が入札比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて1万円未満を切り捨てた額を超える場合にあっては入札比較価格に10分の9.2を乗じて1万円未満を切り捨てた額とし、入札比較価格に10分の7.5を乗じて1円未満を切り捨てた額に満たない場合にあっては入札比較価格に10分の7.5を乗じて1円未満を切り捨てた額とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質上必要と認めるときは、入札比較価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定めた数値を乗じて得た額を品質確保保証価格とする。

（失格基準価格）

第7条 失格基準価格は、当該対象工事において算出した品質確保保証価格に10分の9.5を乗じて1万円未満を切り捨てた額とする。

2 失格基準価格を下回る価格で入札が行われたときは、当該入札参加者を失格とする。

（落札者決定の保留）

第8条 契約主管課長は、入札の結果、低入札価格調査を実施する場合には、落札者の決定を保留する。

（低入札価格調査の実施）

第9条 調査委員会は、次に掲げる事項について低入札価格調査を実施するものとする。

ただし、調査委員会が不要と認めた事項については、この限りでない。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 手持資材の状況、資材購入先（リースを含む）及び購入先との関係
- (4) 手持機械数及び機械リース元の関係
- (5) 現場代理人、技術者その他労務者の具体的供給見通し
- (6) 下請負契約の予定の有無及び下請負会社名等
- (7) その他必要な事項

2 調査については、原則、第1順位者から行い、第1順位者の調査後、その結果に応じて次順位者以降の者について低入札価格調査を行うものとする。この場合において、次々順位者以降の者は、次順位者と同様の方法により決定するものとする。

3 前項の場合において、当該順位者を決定する際に評価値の最も高い者が2者以上あるときは、伊勢原市契約規則（平成元年伊勢原市規則第11号）第23条の規定に基づきくじにより落札候補者を定めるものとする。

4 低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）は、調査実施の通知があったときは、指定した日までに第1項に掲げる事項に係る資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

（適正な履行がされないおそれがあるか否かの判断及び調査結果の報告）

第10条 調査委員会は、確認資料の提出後、速やかに当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの判断をするものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断するものとする。

(1) 当該積算内訳の算出根拠が適正でないことが明らかな場合

(2) 当該契約に係る見積数量が適正でないことが明らかな場合

(3) 当該契約に係る材料等について品質又は規格が適正でないことが明らかな場合

(4) 調査対象者が調査に協力しない場合又は確認資料を期日までに提出しない場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、確認資料の内容から当該契約の内容に適合した履行がされないおそれが認められる場合

3 調査委員会は、調査において必要がある場合は、調査対象者に対する事情聴取及び関係機関に対する照会を行うことができる。

4 調査委員会は、第1項に規定する判断をしたときは、遅滞なく契約主管課長に報告するものとする。

（失格者の決定及び通知）

第11条 契約主管課長は、調査対象者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断されたときは、当該調査対象者を失格とするものとする。

（虚偽説明等への対応）

第12条 市長は、落札者の決定後、落札者が虚偽の確認資料の提出又は虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合は、伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領（平成元年伊勢原市告示第26号）の規定に基づき停止措置等の措置を講じるものとする。

（公表）

第13条 低入札価格調査を適用しようとするときは、入札の公告においてその旨を記載するものとする。

2 第6条の規定により算出した品質確保保証価格及び第7条第1項の規定により算出した失格基準価格は、落札者決定後に公表するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。